

○須高行政事務組合職員の育児休業等に関する条例

(平成4年3月31日条例第6号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の育児休業等に関する規定)

第2条 職員の育児休業等に関しては、須坂市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。